

新潟県中越大震災

被災者生活再建の手引

...生活の安定をめざして...

あの「新潟県中越大震災」から、1ヶ月がたちました。

街はようやく混乱から立ち直り、ライフラインの復旧も進み、少しずつですが、復旧・復興に向け、力強さを取り戻しつつありますが、依然として多くの方が住み慣れた自宅を離れ、避難所や仮設住宅での暮らしを強いられています。

この冊子は、被災された皆様が、少しでも早く、住み慣れた美しいふるさとに戻られて、もとどおりの生活を送ることができることを願い、住宅に関する制度等も含め、生活安定のための各種助成制度や融資制度などを取りまとめたものです。

そのほかにも、生活の安定を図るため、健康・福祉の確保に必要な、さまざまな相談窓口を掲載しております。

この手引をご活用いただき、皆様の生活安定のための一助としていただければ幸いです。

新潟県中越大震災災害対策本部

この手引には、11月30日現在の情報を掲載しています。

今後、変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

生活に必要な資金や資金以外の様々な支援等の制度一覧表

この手引に記載してある内容がまとめてあります。
右の数字は、このパンフレットのページ数です。

1 経済面の支援（住宅に関する資金）	
(1)住宅等に関する助成	被災者生活支援金..... 3 住宅応急修理制度..... 3
(2)住宅等に関する融資（返済必要）	被災者住宅融資制度..... 4 その他の貸付制度..... 4
2 経済面の支援（使途に定めのない資金）	
(1)新潟県中越地震災害義援金 5
(2)災害弔慰金、災害障害見舞金 5
(3)生活福祉資金（緊急小口資金）（返済必要） 6
(4)災害援護資金（返済必要） 6
(5)その他の貸付制度（返済必要） 6
3 経済面の支援...負担等の軽減	
(1)税の納期限の延長・減免等	税の納期限の延長..... 7 税の減免（軽減）..... 7
(2)医療費に関する軽減等	乳幼児..... 7 重度障害児（者）..... 7 ひとり親家庭等..... 7
(3)教育費への支援（高校生以上）	授業料、入学料の減免..... 8 奨学金の貸与..... 8
(4)各種公共料金の減免等	電気料金..... 9 電話料金..... 9 ガス料金..... 10 公営企業が供給しているガス・水道料金...10 NHK受信料..... 10
(5)その他	保育料や国民健康保険料等の減免..... 11 雇用保険失業手当の特例給付..... 11

4 お住まいに関するメニュー	
(1)今までお住まい以外の場所で生活されるとき	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 仮設住宅での配付物資.....12 ▶ 賃貸住宅の紹介.....12 ▶ 空家情報の提供.....12 ▶ 無償居住スペース提供の 申し出の提供.....13 ▶ 旅館やホテルなどでの 宿泊受け入れ.....13 ▶ ユニットハウス等による 分散型避難所の利用.....13
(2)今までのお住まいを補修されるとき.....14
5 ボランティアをお願いしたいときは.....14
6 健康・福祉等情報窓口一覧.....15

(参考添付) 道路除雪予定

1 経済面の支援...住宅に関する資金

(1)住宅等に関する資金の助成

住宅に大きな被害を受けた方を対象に、生活必需品の購入や被災住宅の解体又は修理に要した費用等に対し、支援します。

り災証明が、「全壊」「大規模半壊」「半壊」の方がご利用でき、「一部損壊」の方は、ご利用できません。

被災者生活再建支援金

- 1.生活必需品の購入 2.被災住宅の解体・撤去・整地費 3.賃貸住宅の家賃
4.住宅の改築・補修 などにご利用できます。

但し「住宅の改築・補修」には、「国の制度」の支援金分はご利用できません。

住宅応急修理制度

住宅の応急修理にご利用できます。

なお、応急仮設住宅（民間の借上げアパートに入居した方も含みます）に入居される方は、ご利用できませんのでご注意ください。（下の表の網掛け部分です。）

（単位：万円）

世帯の収入、基準		上段：お二人以上で生活されている世帯（下段はお一人の世帯）								
		被災者生活再建支援金					住宅応急修理制度			
		生活経費	居住経費	国の制度合計	県の制度	合計ア	国の制度	県の制度	合計イ	
世帯年収が 500万円以下の場合	全壊	100	200	300	100	400	-	-	-	
		75	150	225	75	300	-	-	-	
	大規模半壊	-	100	100	100	200	60	100	160	
		-	75	75	75	150	-	-	-	
半壊	-	-	-	50	50	60	50	110		
	-	-	-	37.5	37.5	-	-	-		
・世帯主が45歳以上の世帯又は要介護世帯で、 世帯全体の収入が500万円超 700万円以下の 場合	全壊	50	100	150	50	200	-	-	-	
		37.5	75	112.5	37.5	150	-	-	-	
	大規模半壊	-	50	50	50	100	60	100	160	
・世帯主が60歳以上の世帯又は要介護世帯で、 世帯全体の収入が700万円超 800万円以下の 場合	半壊	-	37.5	37.5	37.5	75	-	-	-	
		-	-	-	50	50	60	50	110	
上記以外の場合	全壊	-	-	-	100	100	-	-	-	
		-	-	-	75	75	-	-	-	
	大規模半壊	-	-	-	50	50	-	100	100	
		-	-	-	37.5	37.5	-	-	-	
	半壊	-	-	-	50	50	-	50	50	
		-	-	-	37.5	37.5	-	-	-	

お問合せは...

各市町村災害対策本部又は県庁危機管理防災課 025(280)5716

(2)住宅等に関する融資制度（返済が必要です）

被災者住宅融資制度

被災した住宅を建て直したり、修理しようとする方が、金融機関から資金を借り入れたとき、その支払利息の一部を軽減します。

ご利用できる方

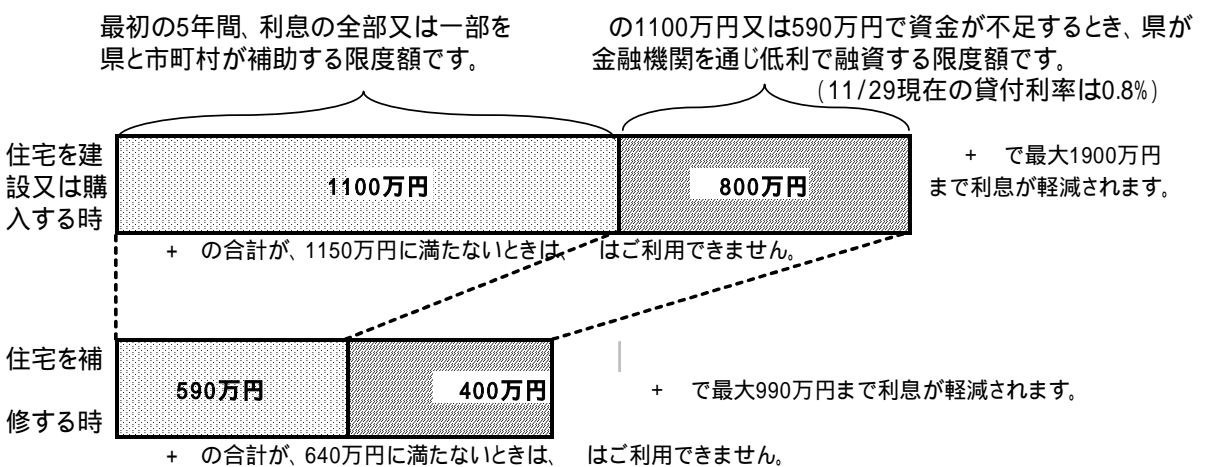
住宅金融公庫や民間金融機関を利用し、住宅を再建（補修も含みます。）される方です。

それぞれの限度額

利息の全部又は一部を5年間補助します。（下記）

の1100万円又は590万円を超えると、県が上乘せ融資を低利で行います。（下記）

【被災者住宅融資イメージ】



市町村により制度が異なる場合があります。また、金融機関により担保や保証人の設定等の条件が異なるほか、審査の結果、限度額まで満額借りられない場合があります。

お問合せは...

各市町村の住宅再建支援担当窓口（利息の補助について）

県内に本店のある、22の貸付実施金融機関（上乘せ融資について）

県庁建築住宅課 025(280)5442

その他の貸付制度

世帯によっては、母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金（所得制限があります）もご利用できます。

お問合せは...

母子・寡婦福祉資金は...

新潟県地域振興局健康福祉（環境）部又は健康福祉（環境）事務所

又は県庁児童家庭課 025(280)5216

生活福祉資金は...

市町村社会福祉協議会又は新潟県社会福祉協議会 025(281)5522

又は県庁福祉保健課 025(280)5179

2 経済面の支援...使途に定めのない資金

(1)新潟県中越地震災害義援金

新潟県中越大震災により被災された皆様へのお見舞いとして、県内外からお寄せいただいた義援金を配分いたします。

対象となる方：新潟県中越大震災による被災市町村にお住まいの方で、

次の表の人的被害、住家被害を受けられた方

お届けする金額：

対 象	被 害	金 額	金額の考え方
	被 害 区 分		
人的被害	死 者	20 万円 / 人	7.13 水害時と同額。
	重 傷 者	10 万円 / 人	
住家被害	全 壊	200 万円 / 世帯	住宅再建の支援のため、一定額をお届けするものです。
	大規模半壊	100 万円 / 世帯	
	半 壊	25 万円 / 世帯	
	一 部 損 壊	5 万円 / 世帯	

山古志村では、全村民が避難され、かつ被害状況把握が困難なことなどから、暫定的な配分となります。

お届けする時期

新潟県から被災市町村へ 11 月中に配分した後、対象世帯に順次配分いたします。

お問合せは...

県庁福祉保健課 025(280)5176

(なお、対象世帯への配分時期や市町村へ寄せられた義援金の配分は、それぞれの市町村へお問い合わせください。)

(2)災害弔慰金、災害障害見舞金

対象となる方

災害弔慰金：地震で亡くなられた方。

災害障害見舞金：地震で負傷し、常時介護が必要になったり、両目の失明など、地震により身体又は精神に重度の障害を受けた方。

支給される金額

地震で負傷された方が、生計維持者の場合は 250 万円、その他の方には 125 万円支給されます。

地震で亡くなられた方が、生計維持者の場合は 500 万円、その他の方には 250 万円支給されます。

お問合せは...

お住まいの市町村災害対策本部

又は県庁危機管理防災課 025(280)5144

(3)生活福祉資金（緊急小口資金）...（返済が必要です）

当座の生活費を必要とする世帯がご利用できます。

ご利用できる金額

・10万円以内

・20万円以内

亡くなられた方や介護が必要な方がいらっしゃる場合
4人以上の世帯の場合

重傷者・妊産婦・中学生までの児童がいるなど、県社会福祉協議会長
が必要と認めた時

返済条件

1年据置後、2年以内で償還 年利3%（据え置き期間中は無利子）

受付期間：平成17年1月31日までに市町村社会福祉協議会へお申し込みください。

お問合せは...

お住まいの市町村社会福祉協議会又は新潟県社会福祉協議会 025(281)5522

又は県庁福祉保健課 025(280)5179

(4)災害援護資金...（返済が必要です）

世帯主の方が負傷されたり、家屋が被害を受けた世帯がご利用できます。

但し、前年の所得により借りることができない場合があります。

ご利用できる金額

150万円～350万円以内

なお、世帯主の負傷の有無や家財等の損害程度により、貸付限度額が異なります。

返済条件：3年据置後、7年以内で償還（又は5年据置後、5年以内で償還）

年利3%（但し据え置き期間中は無利子）

受付期間：平成17年1月31日までに各市町村へお申し込みください。

お問合せは...

お住まいの市町村災害対策本部

又は県庁危機管理防災課 025(280)5716

(5)その他の貸付制度...（返済が必要です）

世帯によっては、母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金（所得制限があります）のご利用もできます。

お問合せは...

母子・寡婦福祉資金は...

新潟県地域振興局健康福祉（環境）部又は健康福祉（環境）事務所

又は県庁児童家庭課 025(280)5216

生活福祉資金は...

市町村社会福祉協議会又は新潟県社会福祉協議会 025(281)5522

又は県庁福祉保健課 025(280)5179

3 経済面の支援...負担等の軽減

(1) 税の納期限の延長・減免等

税の納期限の延長

下記に掲げる市町村にお住まいの方は、平成 16 年 10 月 23 日以降に納期限が到来する県税と国税の申告・納税の期限が、別に告示される日まで延長されています。

主な事務所・事業所が所在する事業者の方が納税者や特別徴収義務者である場合も同様です。

なお、市町村税については、各市町村にお問い合わせください。

また、市町村税・県税・国税ともに災害で一時的に納税ができないと認められる時は、納税を猶予してもらうこともできます。

【県税と国税の申告・納税期限が延長となる市町村】

長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、栃尾市、魚沼市、南魚沼市、中之島町、越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町、山古志村、川口町、塩沢町、川西町、津南町、中里村、小国町、刈羽村、西山町、安塚町

税の減免（軽減）

家屋、土地などに地震で被害を受けた方を対象に、市町村税や県税が減免されます。

また、国税である所得税も、確定申告により「所得税法」に定める雑損控除か、「災害減免法」による軽減や免除が選択できます。

お問合せは...

市町村税：各市町村の税金担当課

県税：最寄りの新潟県地域振興局県税部

国税：最寄りの税務署

(2) 医療費に関する軽減等

乳幼児への医療費の助成

被災により、医療費の一部負担金を払うことが困難な方に、一部負担金相当額を助成している市町村があります。

重度障害児（者）への医療費の助成

所得制限のため医療費の助成を受けていない方でも、災害により一定の被害を受けた時は、助成を受けることができます。

ひとり親家庭等への医療費の助成

所得制限のため医療費の助成を受けていない方でも、災害により一定の被害を受けた時は、助成を受けることができます。

お問合せは...

市町村の各医療費助成担当窓口

(3)教育費への支援（高校生以上）

県立高等学校（中等教育学校も含みます）授業料、入学料の減免

地震のため住居が全半壊した世帯や、被災が原因で収入が基準額を下回るなどの世帯の生徒の毎月の授業料や入学料を、平成 16 年 10 月から最長 1 年間免除します。

お問合せは...

在学している学校の事務室又は新潟県教育庁財務課財務管理係 025(280)5590

奨学金の貸与

住宅や勤務先が被災された世帯の高校生、専修学校生、短大生、大学生を対象に、奨学生を募集しています。

また、平成 17 年度に大学、短期大学、専修学校専門課程への進学を予定している生徒を対象とした、奨学生予約採用の申し込みも受け付けています。

お問合せは...

在学している学校の奨学金担当

又は独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）まで 0570-03-7240

(4)各種公共料金の減免等

被災地域の電気、ガス、水道、電話料、放送受信料などの公共料金については、被災程度に応じて減免や支払い猶予等の措置が実施される場合があり、既に電気料金、電話料金など減免等の措置が一部公表されています。

料金の減免等を受けるための、必要な手続き等については、次のとおりです。
(11月30日現在の内容です。)

【電気料金】

東北電力株式会社では、災害救助法の適用市町村及びその隣接する地域で被災された皆様の電気料金の支払期限の延伸、全く使用できなかった月の不使用料金の免除その他の措置を皆様からの申し出により実施しています。

措置の内容や申し込み手続きなど、詳細につきましては、次の相談窓口にお問い合わせください。

東北電力株式会社

お問い合わせ窓口（コールセンター） TEL 0120 - 175 - 466

受付時間 月～金（祝日除く） 午前9時から午後8時まで
土（祝日除く） 午前9時から午後5時まで

お申し込み窓口

- ・長岡営業所お客さまセンター 長岡市城内町3 - 1
- ・十日町営業所お客さまセンター 十日町市宮田町1 - 5
- ・魚沼営業所お客さまセンター 南魚沼市六日町字八幡沖2 9 - 3
- ・柏崎営業所お客さまセンター 柏崎市東本町2 - 3 - 2 0
- ・上越営業所お客さまセンター 上越市大町2 - 2 - 2 4
- ・三条営業所お客さまセンター 三条市旭町1 - 1 1 - 2
- ・巻営業所営業グループ 西蒲原郡巻町大字巻字蓮田甲4 2 6 2 - 1
- ・新潟営業所お客さまセンター 新潟市上大川前通5番町8 4
- ・新津営業所お客さまセンター 新津市本町4 - 1 8 - 1 3
- ・糸魚川営業所営業グループ 糸魚川市大町2 - 4 - 3

【電話料金】

N T T 東日本株式会社では、実施する減免等の措置のうち、災害救助法の適用された地域で実態として電話が使用不能であった場合の期間の基本料金(1)を免除する措置を、被災者の皆様からの申し出により実施しています。(平成17年1月末まで)

なお、電話交換機等の設備故障で電話を利用できなかった期間及び避難指示・避難勧告が出されてから解除されるまでの期間の基本料金を免除する措置も同様に行っていますが、これらについては皆様からの申し出によらず実施されます。

また、災害救助法適用市町村にお住まいで仮設住宅等へ電話を移転される皆様には、工事料金(2)を免除するとともに、お申し出により電話機を無償で提供する措置を実施しています。

措置の内容や申し込み手続きなど、詳細につきましては、次の相談窓口にお問い合わせください。

NTT 東日本 新潟支店

- 1 基本料金について：料金お問い合わせ受付センター TEL 0120-025519
受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝・年末年始 12/29～1/3 を除く)
- 2 移転工事、電話機について：116センター TEL 0120-876116
受付時間 午前9時から午後5時まで(年末年始 12/29～1/3 を除く)

【ガス料金】

北陸ガス株式会社では、災害救助法の適用市町村で同社がガスを供給している長岡市、三条市、加茂市で同社のガスを利用されている被災者の皆様のガス不使用月の基本料金の免除等その他の措置を皆様からの申し出により実施しています。

措置の内容や申し込み手続きなど、詳細につきましては、次の相談窓口にお問い合わせください。

北陸ガス株式会社長岡支社 TEL 0120-399-035
受付時間 午前8時30分から午後5時10分まで(土・日・祝日除く)

【公営企業が供給しているガス、水道の料金】

このほか、被災地の公営企業が供給しているガス、水道の料金について、使用できなかった期間の基本料金の減免等の措置を実施する場合があります。実施の有無や手続きの要否など詳細については、今後の市町村からのお知らせなどをご確認ください。

【NHK放送受信料】

NHKでは、災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼または床上浸水以上程度の被害を受けたお客様、あるいは同区域内において、平成16年12月1日現在、避難勧告、避難指示または退去命令を受けているお客様の放送受信契約について、平成16年10月から平成17年3月までの6か月間、放送受信料を免除します。

なお、平成17年4月1日時点で引き続き避難勧告、避難指示または退去命令を受けている場合はその解除の日が属する月の翌月まで免除とします。

手続きにつきましては、NHKで調査の上確定しますので、原則として皆様から直接お手続きをいただく必要はありません。

詳しくは、NHKのホームページ(<http://www.nhk.or.jp/eigy/>)をご覧ください。

NHK新潟放送局 TEL 025-230-1651
受付時間 午前9時30分から午後6時まで(土・日・祝日を除く)

(5)その他

保育料や国民健康保険料等の減免

被災された方を対象に、国民健康保険料、保育料などの各種使用料等の減免を行っている市町村があります。

お問合せは...

各市町村の担当課

雇用保険失業手当の特例給付

地震による被害で事業所が休業し、一時的に離職を余儀なくされた従業員の方には、再雇用が予定されていても、特例により失業手当が給付されます。

お問合せは...

新潟労働局又はもよりの公共職業安定所（ハローワーク）

4 お住まいに関するメニュー

仮設住宅のほか、被災された皆様が落ち着いた環境で生活できるよう、いろいろなメニューをご用意しています。

(1) 今までお住まい以外の場所で生活されるとき

仮設住宅での配付物資

仮設住宅に入居する際には、次の物資が配付されます。

- 1 石油ストーブ..... 1台
- 2 時計（掛け時計又は置時計）..... 1個
- 3 毛布 1DKは1枚、2DKには2枚、3Kは3枚
- 4 日用品セット（石けん、タオル、使い捨てカイロなど）

また、付帯設備は次のとおりです。

- 1 ユニットバス..... 1台
- 2 キッチン台・一口（くち）コンロ..... 1台
- 3 エアコン..... 1機

なお、仮設住宅の家賃は無料ですが、光熱水費などは入居者のご負担になります。

賃貸住宅を紹介しています

（社）新潟県宅地建物取引業協会では、県との「災害時における民間賃貸住宅の媒介協定」に基づき、被災された方に、賃貸住宅の紹介を行っています。

物件によっては、礼金、敷金、媒介手数料が無料となります。

お問合せは...

（社）新潟県宅地建物取引業協会

本部事務局 (025-247-1177)	長岡支部 (0258-36-8756)
上越支部 (025-521-1184)	三条支部 (0256-32-0155)
柏崎支部 (0257-24-8240)	魚沼支部 (025-773-2461)
十日町支部 (0257-52-5854)	

空家の情報を提供しています

空家情報センターでは、被災された方に、県内、隣接県、首都圏などの公共賃貸住宅、民間賃貸住宅の空家の情報（無償物件を含む）を提供しています。

お問合せは...

空家情報提供センター（県庁建築住宅課内） 025(280)5882

受付時間 午前8時30分 ~ 午後8時（土・日曜、祝日を除く）

無償居住スペース（宿泊のための部屋等）提供申し出の情報のお知らせ

県内を含む全国の方々から、被災された方に対し、空家、空部屋などの居住スペース提供の申し出がなされています。

場所、部屋数、部屋の大きさ、光熱水費の負担の有無、提供期間などをまとめたリストが市町村の災害対策本部にありますのでご覧ください。

なおリストの中に、希望されるものがありましたら、県の担当まで、住所、お名前、電話番号及び希望される情報の「番号」をご連絡ください。

折り返し、提供者の具体的な連絡先を県から連絡いたします。

その後、被災された方は、提供者に直接電話などにより連絡をし、両者の協議の上で居住スペースの提供を受けることになります。

お問合せは...

県庁福祉保健課 025(280)5177

注意事項 リストの中で、希望される「番号」をお伝えください。

「番号」がわからない時は、情報が提供できませんのでご了承ください。

旅館やホテルなどでの宿泊を受け入れています

被害の大きかった市町村にお住まいの被災者の方を対象に、県が旅館やホテルなどを借り上げ、無料で提供しています。（1泊2日からでも利用いただけます。）

ご利用できる方は、避難生活をされている高齢者や乳幼児等のある家族のほか、疲労の蓄積により休養が必要な方等となります。

お問合せは...

お住まいの市町村災害対策本部又は担当課

ユニットハウス等による分散型避難所が利用できます

県では自宅が被災し、自宅で寝泊まりできない方などを対象に、ユニットハウス、テント等を利用した分散型避難所を設置します。

期間は、自宅の修理が完了、又は仮設住宅への入居が決定し、居住可能になるまでの間で、ユニットハウス、テントとも無償で利用できます。

但し、電気代及びストーブの燃料代は入居者のご負担となります。

物件概要

【ユニットハウス】...照明、コンセント付き

建設工事の現場事務所等に利用されるもので、2坪、3坪、4坪の3タイプがあります。

【テント】...照明、石油ストーブ（1台）

自衛隊がすでに提供しているものと同タイプで、4人居住が目安となります。

設置場所

自宅の敷地内又は第三者から使用許可を得た土地に設置します。

設置場所を確保できない場合は、市町村災害対策本部にご相談ください。

お問合せは...

お住まいの市町村災害対策本部

又は県庁危機管理防災課 025(280)5144

(2)今までの住まいを補修される時

被災した住宅を補修するとき、補修の依頼先が見当たらない方に、工務店をご紹介します。

お問合せは...

住宅修繕支援本部 025(243)6145

5 ボランティアをお願いしたいときは...

全国各地から参加しているボランティアの皆さんが、様々な活動を行っています。

ボランティアをお願いしたい内容がありましたら、お住まいの市町村のボランティアセンターまでお問い合わせください。

但し、危険な作業や商売のお手伝いはいたしません。また、被災者宅の後片付けもお願いできますが、安全が確認された家屋に限ります。

活動事例（各市町村ボランティアセンターHPから抜粋したものです）

- ・「家具の移動、片付け」「屋内の清掃」「屋外のガレキ撤去」「仮設住宅への引越しの手伝い」「雪囲い」等

お問合せは...

各市町村のボランティアセンター（平成16年11月26日現在）

名 称	住 所	電 話
新潟県災害救援ボランティア本部	新潟市上所2-2-2 ユニゾンプラザ3F 新潟県社会福祉協議会ボランティアセンター内	025-281-5527
長岡市災害ボランティアセンター	長岡市水道町3-5-30 長岡市社会福祉センター内	0258-33-6000 090-5534-3170
栃尾市災害ボランティアセンター	栃尾市新栄町2-2-23	0258-52-5895 090-2327-4710
小千谷市災害ボランティアセンター	小千谷市大字桜町5140 総合福祉センターサテックおぢや内	0258-81-6253 0258-83-4677 090-2465-0062
柏崎市災害救援ボランティアセンター	柏崎市豊町3-59 柏崎市総合福祉センター内	0257-23-8615
十日町市災害ボランティアセンター	十日町市本町6 越後妻有交流館キナーレ内	0257-52-2537
越路町災害ボランティアセンター	越路町浦715 越路町役場保健福祉課内	0258-92-3111
小国町災害ボランティアセンター	小国町大字法坂793 小国町役場内	0258-95-5115
川口町災害ボランティアセンター	川口町大字西川口1168 ぬくもり荘前	080-5098-6186

（ボランティアセンターがない市町村は市役所、町村役場又は社会福祉協議会へ）

6 健康・福祉等の相談等窓口一覧

健康維持や福祉等に関するいろいろな相談を行っていますので、ご利用ください。

《相談専門窓口》

相談時間等にご注意ください。曜日の記載のないものは毎日開設しています。

相談の内容	担当課等	電話	相談時間等
心のケア（大人・子ども）	心のケアホットライン	0120-913-600	8:30～20:00
ボランティア種別照会・相談	県災害救援ボランティア本部	025-281-5527	8:30～20:00
訪問販売や悪質商法等相談	県消費生活センター	025-281-5515	9:00～20:00(12/1～)
被災された女性のための相談	県男女平等推進相談室 (フリーダイヤル)	0120-970-077	12:00～19:00 月～金 (祝日含む) 10:00～17:00 土・日
性別による差別的取扱等に関する相談	県男女平等推進相談室	025-285-6605	12:00～19:00 火～金 10:00～17:00 土・日
家庭内の問題や女性の福祉に関する相談	県女性福祉相談所	025-381-1111	8:30～17:15 平日のみ

《その他相談・担当窓口》

平日の夜間等(8時30分～17時15分以外)及び土日・祝日には下記の電話番号につながらないこともあります。

その場合は県災害対策本部(025-281-2970)にかけ直しをお願いします。

相談の内容	担当課等	電話
被災者の医療・健康・心のケア		
被災者の医療機関の引き受け	医薬国保課 地域医療係	025-280-5183
医薬品の調達、提供	医薬国保課 薬事指導係	025-280-5188
国民健康保険に関する相談	医薬国保課 国民健康保険係	025-280-5185
老人医療に関する相談	医薬国保課 医療給付係	025-280-5186
避難所の医療・巡回診療	医薬国保課 地域医療係	025-280-5183
健康相談	各保健所及び市町村	
エコノミークラス症候群対策	健康対策課 難病等対策係	025-280-5197
防疫・感染症対策(インフルエンザ等)	健康対策課 感染症対策係	025-280-5200
心のケア(大人)	健康対策課 精神保健福祉係	025-280-5201
栄養・食事相談	健康対策課 健康増進・歯科保健係	025-280-5198
高齢者、障害者、子どもの支援		
高齢者の在宅サービス関係	高齢福祉保健課 介護事業係	025-280-5194
高齢者施設関係	高齢福祉保健課 施設福祉係	025-280-5193
介護保険関係	高齢福祉保健課 介護計画調整係	025-280-5195
身体・知的障害者施設(県立施設)関係	障害福祉課 施設管理係	025-280-5210
身体障害者施設(民間施設)関係	障害福祉課 更生係	025-280-5212
知的障害者・障害児施設(民間施設)関係	障害福祉課 育成係	025-280-5228
障害児者相談支援	障害福祉課 育成係	025-280-5228
精神障害者支援	健康対策課 精神保健福祉係	025-280-5201
母子家庭の支援	児童家庭課 母子福祉係	025-280-5216
心のケア(子ども)	児童家庭課 家庭福祉係	025-280-5926
保育所関係	児童家庭課 少子化対策・保育係	025-280-5215
被災外国人の支援	国際交流課 企画調整係	025-280-5098

被災された女性のための相談	男女平等社会推進課 事業推進係	025-280-5142
衛生・環境、ペットの保護		
食品の衛生	生活衛生課 食品衛生係	025-280-5205
飲料水の衛生	生活衛生課 水道係	025-280-5208
入浴施設の情報、受け入れ	生活衛生課 営業・公害保健係	025-280-5207
仮設トイレの設置、し尿処理	廃棄物対策課 一般廃棄物係	025-280-5160
災害廃棄物の処理	廃棄物対策課 一般廃棄物係	025-280-5160
被災動物の保護、支援、相談	生活衛生課 動物愛護・衛生係	025-280-5206
生活関連物資の物価情報	県民生活課 消費者行政係	025-280-5135
学校・教育、スポーツ		
生徒の心のケア	義務教育課 いじめ対策・人権教育班	025-280-5607
高校の授業料免除	財務課 財務管理係	025-280-5590
奨学生の募集	高等学校教育課 企画審査係	025-280-5609
義援金、義援物資		
義援金の申込	出納局管理課 決算・資金係	025-280-5484
義援金の配分	福祉保健課 地域福祉係	025-280-5176

新潟県中越大震災の被災市町村における道路の除雪について

現在、全部又は一部の地域に避難勧告等が出されている市町村内の県管理道路及び市町村道路の除雪については、下記のとおりです。

なお、詳しいことは、県の各地域機関又は市町村の除雪担当にお尋ねください。

市町村名	県管理道路	市町村道路
長岡市	全除雪対象路線で昨年並の除雪を実施しますが、県道柏崎高浜堀之内線の太田地区内は積雪状況に応じて通行規制を行います。	殆どの除雪対象路線で昨年並の除雪を実施しますが、山本、太田、山通地区については地区内で除雪が困難な区間が一部生じます。
越路町	全除雪対象路線で昨年並の除雪を実施します。	殆どの除雪対象路線で昨年並の除雪を実施しますが、西谷集落の居平、寺尾地区については地区内で除雪が困難な区間が一部生じます。
山古志村	下記の路線について除雪が可能となりますが、積雪状況に応じて通行規制を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・国道 291 号、県道栃尾山古志線経由で、国道 17 号から山古志村役場まで ・国道 352 号経由で魚沼市から種芋原まで ・県道栃尾山古志線経由で、栃尾市から種芋原まで ・国道 291 号経由で、魚沼市から小松まで 	左記県管理道路沿いの集落の村道については検討中です。 <ul style="list-style-type: none"> ・なお、村道虫亀間内平線は県道の迂回路として除雪が可能となりますが、積雪状況に応じて通行規制を行います。
小国町	全除雪対象路線で昨年並の除雪を実施します。	殆どの除雪対象路線で昨年並の除雪を実施しますが、山野田、法末の集落内は除雪が困難です。
栃尾市	全除雪対象路線で昨年並の除雪を実施します。	殆どの除雪対象路線で昨年並の除雪を実施しますが、半蔵金、田代の集落内は除雪が困難です。
小千谷市	全除雪対象路線で昨年並の除雪を実施します。	殆どの除雪対象路線で昨年並の除雪を実施するよう検討中です。
魚沼市 (旧公神村)	殆どの全除雪対象路線で昨年並の除雪を実施しますが、県道茂沢竜光線で除雪が困難な区間が一部生じます。	殆どの除雪対象路線で昨年並の除雪を実施しますが、大芋川の集落内は除雪が困難です。
十日町市	全除雪対象路線で昨年並の除雪を実施します。	殆どの除雪対象路線で昨年並の除雪を実施しますが、樽沢の集落内は除雪が困難です。
加茂市 川口町 川西町 西山町 安塚町	全除雪対象路線で昨年並の除雪を実施します。	全除雪対象路線で昨年並の除雪を実施します。

昨年並の除雪について

- ・ 応急復旧を行った道路では、道路幅が確保できないことや路面が平坦でないことから、1車線のみでの除雪や、一部圧雪が生じたり、路肩付近の除雪が不十分であったりするケースなどが含まれます。
- ・ 避難勧告等が出されていない地区の道路で、通行規制が実施されている区間がありますが、迂回路があるため冬期の交通に支障がないケースなどが含まれます。

詳しい状況についての問い合わせ先

市町村名	市町村の電話番号	県の各地域機関の電話番号
長岡市	0258-35-1122	長岡地域振興局地域整備部 維持管理課 0258-38-2621
越路町	0258-92-5904	
山古志村	0258-30-1035	
栃尾市	0258-52-2151	
小千谷市	0258-83-3511	長岡地域振興局地域整備部 小千谷維持管理事務所 維持管理課 0258-83-0855
川口町	0258-89-3111	
魚沼市	025-796-2311	小出地域振興局地域整備部 維持管理課 025-792-1304
十日町市	0257-57-3111	十日町地域振興局地域整備部 維持管理課 0257-57-5203
川西町	0257-68-3111	
小国町	0258-95-3111	柏崎地域振興局地域整備部 維持管理課 0257-21-6324
西山町	0257-47-2311	
安塚町	02559-2-2003	上越地域振興局安塚地区振興事務所 維持管理課 025-592-3655
加茂市	0256-52-0080	三条土木事務所 維持管理課 0256-36-2309

山古志村及び周辺市町において地震により大きな被害を受けた県管理道路等の今冬の除雪について

平成 16 年 11 月 26 日

- 1 山古志村等の10集落(1)に通じる県管理道路(2)及び山古志村の村道虫亀間内平線については、応急復旧工事が進んだことから、今冬の除雪が可能となります。(10集落)
- 2 長岡市竹之高地町集落へ通じている市道東幹線28号線については、高竜神社まで除雪可能となりますが、その先の竹之高地町集落までの間は、一時帰宅時に除雪します。(1集落)
- 3 山古志村の7集落(3)と小千谷市の十二平集落へ通じる県管理道路及び山古志村菖蒲集落に通じる村道間内平南荷頃線については、損傷が激しく年内の復旧が困難なため、今冬の除雪は不可能となる見込みです。(9集落)

但し、除雪が可能となる区間についても積雪状況等に応じて通行規制が実施されます。

- (1) 小千谷市(塩谷)、川口町(峠)、長岡市(蓬平、濁沢)、山古志村6集落(種芋原、虫亀、竹沢、間内平、山中、小松倉) 計10集落
- (2) 県道柏崎高浜堀之内線、濁沢種芋原線、栃尾山古志線、竹沢塩谷線、小千谷川口大和線、一般国道291号、一般国道352号 計8路線
- (3) 池谷、榑木、油夫、桂谷、大久保、梶金、木籠の7集落

発行：新潟県中越大震災災害対策本部
新潟県中越大震災復旧・復興本部生活安定班
025-280-5175
(新潟県福祉保健部福祉保健課)